

桜川三丁目補助 234 号線沿道地区地区計画の概要

[告示：平成 3 年 2 月 28 日]

4

■建物の建築（新築・増改築等）、工作物の築造などを行う場合は、「届出」が必要です。

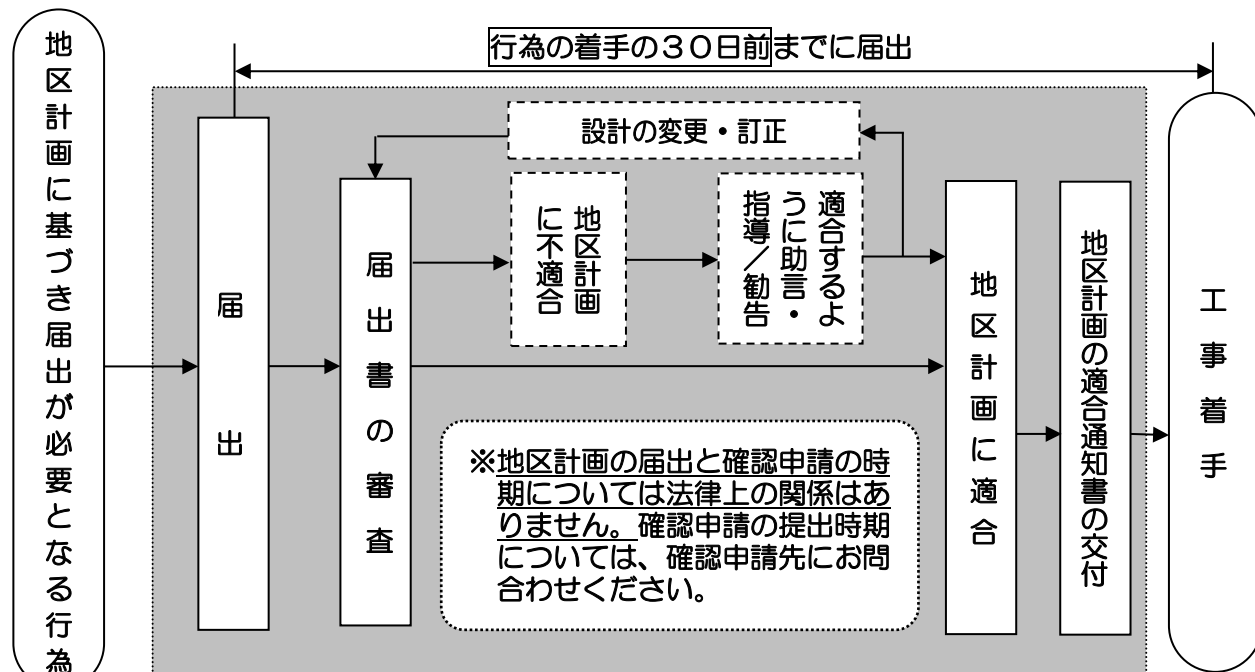
地区計画の区域内では、都市計画の告示日以降に、建物の建築（新築・増改築等）、工作物の築造などを行う際は、行為に着手する30日前までに区長に届出が必要です。（都市計画法第58条の2）

■届出が必要となる行為：地区計画の区域内で届出が必要となる行為は次のとおりです。

- ① 建築物の建築（新築、増改築、移転など）
- ② 工作物の建設（広告塔などの広告物、擁壁の築造など）
- ③ 建築物の用途、形態又は意匠の変更（外壁の塗替えも含む）
- ④ 土地の区画・形質の変更（切土や盛土、道路や宅地の造成など）

■地区計画の届出手続きの流れ

区は、届出の内容を審査し、「地区計画」に適合している場合は適合通知書を交付します。なお、地区計画に適合しない場合は、助言、指導又は勧告をすることがあります。



<※1 届出の時期>

○行為に着手する30日前までに届出が必要です。届出内容を変更する際は、変更部分の行為に着手する30日前までに変更届出が必要です。

<※2 届出書・地区計画の詳細パンフレット>

○届出書等の様式・地区計画の詳細パンフレットは、区のホームページよりダウンロードできます。
○区ホームページのトップページから、検索キーワード「地区計画（1）概要・適用地区」、「ページ番号 1014855」又は右記 QR コードより、検索いただき、添付ファイルをダウンロードしてご利用ください。



<標準処理期間>

○届出された内容を各地区の目標、各方針、地区整備計画等に照らし合わせ、その内容が適合しているかを審査します。適合通知書交付までの標準的な処理期間は概ね15開庁日です。

<注意事項>

○地区計画の届出は、届出された順に審査を行います。標準処理期間で審査を行うため、処理期間を短縮することはできません。
○地区計画の内容に不適合で、指導・助言に従わず、行為着手予定日までに是正されない場合、適合通知書の交付はできません。

建築物等の整備について（建築のルール）

地区計画は、**建築行為等の着手30日前までに届出が必要です。**

	地区計画の概要
●	①建築物等の用途の制限 住宅地としての良好な環境を維持するため、工場、自動車教習所、畜舎、ガソリンスタンド等の立地を制限します。
●	②建築物等の高さの最高限度 健全な地域環境の形成を図るため、建築物の高さの最高限度を20mに定めます。
●	③壁面の位置の制限 隣地境界線から外壁等までの距離は0.5m以上とします。ただし、地盤面から高さ4.5m以下の建築物の部分については除きます。
●	④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 建築物等の屋根・外壁等の色は刺激的な原色を避け落ち着いた色調とします。看板・公告塔等は、屋上に取り付け禁止、50cm以上の突出禁止、表示面積5㎡以下のものとします。
●	⑤垣又はさくの構造の制限 道路に面する垣又はさくの構造は生垣またはフェンスとします。

■ 地区の区分



【地区計画に関するお問合せ】 東京都板橋区板橋二丁目66番1号（区役所北庁舎5階16番窓口）
板橋区都市整備部建築指導課意匠審査係 TEL03-3579-2573